

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2025年2月11日付第131号

モスクワ

「弁護士、法人格のない外国組織の受託者（管理者）、国際的個人財団（国際的遺産財団をのぞく）を含む個人財団（遺産財団をのぞく）の執行機関、法務サービスもしくは会計サービスの提供にかかわる企業活動に従事する者、デジタル通貨のマイニングに従事する者（マイニングプール参加者を含む）、マイニングプール事業を行う者、公証人、監査法人および個人監査人による連邦金融監督局への情報の引渡し、ならびに連邦金融監督局によるこれらの者への照会状の送付の規則」の承認について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. ここに添付する「弁護士、法人格のない外国組織の受託者（管理者）、国際的個人財団（国際的遺産財団をのぞく）を含む個人財団（遺産財団をのぞく）の執行機関、法務サービスもしくは会計サービスの提供にかかわる企業活動に従事する者、デジタル通貨のマイニングに従事する者（マイニングプール参加者を含む）、マイニングプール事業を行う者、公証人、監査法人および個人監査人による、連邦金融監督局への情報の引渡し、ならびに連邦金融監督局によるこれらの者への照会状の送付の規則」を承認する。

2. 下記を失効したものと認める：

2021年4月9日付ロシア連邦政府決定第569号「弁護士、公証人、法務サービスもしくは会計サービスの提供にかかわる企業活動に従事する者、監査法人および個人監査人による、連邦金融監督局への情報の引渡しの規則の承認について、ならびに若干のロシア連邦政府の文書の失効認定について」（ロシア連邦法令集、2021、No. 16、掲載番号2789）；

2022年2月3日付ロシア連邦政府決定第91号「若干のロシア連邦政府の文書の改正について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 6、掲載番号895）によって承認された、ロシア連邦政府の文書の改正事項における第1項；

2022年4月1日付ロシア連邦政府決定第549号「若干のロシア連邦政府の文書の改正について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 14、掲載番号2312）によって承認された、ロシア連邦政府の文書の改正事項における第2項；

2022年10月6日付ロシア連邦政府決定第1773号「若干のロシア連邦政府の文書の改正について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 41、掲載番号7103）によって承認された、ロシア連邦政府の文書の改正事項における第2項。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2025年2月11日付  
ロシア連邦政府決定第131号により

承認

弁護士、法人格のない外国組織の受託者（管理者）、国際的個人財団（国際的遺産財団をのぞく）を含む個人財団（遺産財団をのぞく）の執行機関、法務サービスもしくは会計サービスの提供にかかわる企業活動に従事する者、デジタル通貨のマイニングに従事する者（マイニングプール参加者を含む）、マイニングプール事業を行う者、公証人、監査法人および個人監査人による、連邦金融監督局への情報の引渡し、ならびに連邦金融監督局によるこれらの者への照会状の送付の規則

1. 本規則は、弁護士、法人格のない外国組織の受託者（管理者）、国際的個人財団（国際的遺産財団をのぞく）を含む個人財団（遺産財団をのぞく）の執行機関、法務サービスもしくは会計サービスの提供にかかわる企業活動に従事する者、デジタル通貨のマイニングに従事する者（マイニングプール参加者を含む）、マイニングプール事業を行う者、公証人、監査法人および個人監査人による、連邦法「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」（以下、「連邦法」）第7条の1が定める情報の連邦金融監督局への引渡し、ならびに連邦金融監督局によるこれらの者への照会状送付の手順を定めるものである。

本規則を弁護士に対して適用する際には、連邦法第7条の1第5項の規定を考慮する。

2. 本規則第1項に掲げる者は、公証人、監査サービスを提供する際の監査法人および個人監査人、ならびにマイニングプール事業を行う者をのぞき、連邦法第7条の1第1項第1号に掲げるオペレーションもしくは取引、または当該のオペレーションおよび（もしくは）取引の総体、ならびに（または）当該のオペレーションおよび（もしくは）取引の実行に関連する顧客の行為が、犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）もしくはテロ資金供与を目的として行われる、または行われる可能性があると考えに足る何らかの根拠を有する場合、当該のオペレーションもしくは取引に関する、または当該のオペレーションおよび（もしくは）取引の総体に関する、ならびに（または）当該のオペレーションおよび（もしくは）取引の実行に関連する顧客の行為に関する情報を連邦金融監督局に提出する。

本項に掲げる情報の連邦金融監督局に対する提出は、その実施が犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）もしくはテロ資金供与を目的としているとの疑惑を生じさせたオペレーションおよび（もしくは）取引、またはオペレーションおよび（もしくは）取引の総体、ならびに（または）顧客の行為が発見された日の翌日から3労働日以内に、これを行う。

3. 公証人は、連邦法第7条の1第1項第2号に掲げるオペレーション、取引および公証行為、またはそれらの総体が、犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）もしくはテロ資金供与を目的として行われる、または行われる可能性があると考えに足る何らかの根拠を有する場合、当該のオペレーション、取引および公証行為、またはそれらの総体に関する情報を連邦金融監督局に提出する。

本項に掲げる情報の連邦金融監督局に対する提出は、その実施が犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）もしくはテロ資金供与を目的としているとの疑惑を生じさせたオペレーション、取引および公証行為、またはそれらの総体が発見された日の翌日から3労働日以内に、これを行う。

4. 監査法人および個人監査人は、監査サービスの提供にあたって、監査対象者のオペレーションもしくは取引、または当該のオペレーションおよび（もしくは）取引の総体が、犯罪的方法によって得られた収益

の合法化（ロンダリング）もしくはテロ資金供与を目的として行われた可能性、または行われる可能性があると考えらるに足る何らかの根拠を有する場合、当該のオペレーションもしくは取引に関する、またはオペレーションおよび（もしくは）取引の総体に関する情報を連邦金融監督局に提出する。

本項に掲げる情報の連邦金融監督局に対する提出は、その実施が犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）もしくはテロ資金供与を目的としているとの疑惑を生じさせたオペレーションもしくは取引、またはオペレーションおよび（もしくは）取引の総体が発見された日の翌日から3労働日以内に、これを行う。

5. 本規則第1項に掲げる者であって、マイニングプール事業を行う者は、発行済みの（取得済みの）デジタル通貨をマイニングプール参加者間で分配するにあたり、分配対象のデジタル通貨が、マイニングプール参加者によって、犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）またはテロ資金供与を目的として利用される可能性があると考えらるに足る何らかの根拠を有する場合、当該の分配対象であるデジタル通貨に関する情報を連邦金融監督局に提出する。

本項に掲げる情報の連邦金融監督局に対する提出は、その利用が犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）またはテロ資金供与を目的としているとの疑惑を生じさせた分配対象のデジタル通貨が発見された日の翌日から3労働日以内に、これを行う。

6. 本規則第1項に掲げる者は、監査サービスを提供する際の監査法人および個人監査人をのぞき、次に掲げる組織または自然人に帰属する金銭またはその他の財産を凍結（封鎖）するために講じた措置に関する情報を、連邦金融監督局に提出する：

過激派活動またはテロへの関与に関する情報が存在する組織および自然人一覧に含まれるもの；

連邦法第7条の4第1項に掲げる省庁間連絡機関が下した、連邦法第7条の4第1項に定める決定の対象となったもの；

国連憲章第7章、国連安全保障理事会、または国連安全保障理事会の決議によって特別に設置された機関が定める権限の行使の枠内で作成された、テロ組織およびテロリストと、または大量破壊兵器の拡散と関係を有する組織および自然人の一覧に含まれるもの。

本項に掲げる情報の連邦金融監督局に対する提出は、すみやかに、ただし金銭またはその他の財産の凍結（封鎖）のための措置を講じた日の翌日から1労働日以内に、これを行う。

7. 本規則第2項～第6項に掲げる情報の提出は、パーソナルアカウントを用いた電子的形式（以下、電子的通知）によって行う。

本規則における「パーソナルアカウント」は、連邦法で用いられている意味で用いる。

電子的通知の提出は、2011年6月8日付ロシア連邦政府決定第451号「電子的形式による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供ならびに国家機能および地方自治体機能の遂行に用いられる情報システムの情報技術的相互連携を可能にするインフラストラクチャーについて」にしたがい、電子的形式による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に用いられる情報システムの情報技術的相互連携を可能にするインフラストラクチャーを利用することによって行ってもよい。

8. 送付される電子的通知への署名は、高度適格電子署名によって行う。連邦法「電子署名について」にその旨の定めのある場合には、連邦金融監督局への情報の送付と同時に、本規則第1項に掲げる者のうちのいずれかの者が発行した機械可読な電子的形式による委任状を提出するものとする。

9. 連邦金融監督局による電子的通知の受領、またはその受取り拒否は、技術的電子文書であるしかるべき受領証によって確認される。当該の受領証の作成および送付の手順は、その書式および構成を含め、連邦

金融監督局がこれを定める。

10. パーソナルアカウント経由で電子的通知を送付することができない場合は、そのような送付ができない原因が排除されるまで、電子的通知が含まれている光学またはデジタル情報媒体が、連邦金融監督局に提出される。

光学またはデジタル情報媒体には、紙媒体の送付状を添付し、その送付状への署名は、弁護士、法人格のない外国組織の受託者（管理者）、国際的個人財団（国際的遺産財団をのぞく）を含む個人財団（遺産財団をのぞく）の単独執行機関である者、法務サービスもしくは会計サービスの提供にかかわる企業活動に従事する組織の長、法務サービスもしくは会計サービスの提供にかかわる企業活動に従事する個人事業主、デジタル通貨のマイニングに従事する法人の長、デジタル通貨のマイニングに従事する個人事業主もしくは自然人、公証人、監査法人の長、個人監査人、マイニングプール事業を行う個人事業主もしくは自然人、またはマイニングプール事業を行う法人の長が自筆署名によって、またはこれらの者の代理として行動する権限を有するその他の者が、これを行う。

紙媒体の送付状は、光学またはデジタル情報媒体とともに、連邦金融監督局に直接提出するか、または配達証明付き書留郵便によってこれを送付する。

11. 本規則第1項に掲げる者は、本規則第2項～第6項に掲げる情報を連邦金融監督局に引き渡した事実を顧客またはその他の者に開示することはできない。

12. 本規則第1項に掲げる者は、受領される情報の正確性の検証、連邦法第7条の1第1項第1号が定めるオペレーションおよび取引であって、犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）、テロ資金供与、または大量破壊兵器拡散への資金供与との関係の兆候を示すものの発見、ならびに連邦法によって連邦金融監督局に課せられているその他の任務の同局による遂行がなされることを目的として、自らのもとにある、顧客のオペレーションおよび取引に関する、ならびに顧客の実質的支配者に関する情報を、連邦金融監督局の照会に応じて同局に提出する。

公証人は、本項が定める情報のほか、作成済みの執行文および公証済み調停合意書に関する情報を、オペレーションおよび取引が犯罪的な方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）またはテロ資金供与との関係を有することを連邦金融監督局が検証する際の同局の照会状に応じて提出する。

本規則第1項に掲げる者は、連邦法の要求事項が効果的に遂行されるよう、照会状には言及されていないが自らが必要と考えるその他の情報を、連邦金融監督局に提出することができる。

13. 本規則第1項に掲げる者は、顧客の実質的支配者に関する照会に応じて情報を提出する際、連邦法第7条第1項第1号第2段落の要求事項を考慮に入れる。

14. 本規則第12項に掲げる照会状の送付は、パーソナルアカウントを用いた電子的形式によって行い、当該の照会状への署名は、高度適格電子署名によって行う。

電子的形式による照会状の送付における特異事項は、当該の電子照会状の書式および構成を含め、連邦金融監督局がこれを定める。連邦金融監督局による電子的形式の照会状送付にあたっては、本規則第7項第3段落に掲げるインフラストラクチャーを利用することもできる。

本項第2段落が定める特異事項にしたがって定められた電子照会状の構成の記述は、情報通信網「インターネット」上の連邦金融監督局のオフィシャルサイトに掲載される。

15. 本規則第12項に掲げる照会状は、必要な場合には書面として送付することができる。

書面による照会状の書式は、連邦金融監督局がこれを定める。

16. 本規則第12項に掲げる照会状を送付する権限を有する連邦金融監督局の役職者の一覧は、連邦金融監

督局がこれを定める。

17. 本規則第1項に掲げる者は、本規則第12項に掲げる情報を、照会状を受領した日から5労働日以内に提出する。本規則第1項に掲げる者であって、照会された情報を持っていない者は、その旨を上記の期限までに連邦金融監督局に通知するものとする。

本項第1段落が定める期限は、パーソナルアカウントを用いて行われた当該の者の正当な根拠のある申立にもとづいて、5労働日を限度としてこれを延長することができる。

連邦金融監督局は、照会する情報の量、正確および内容に応じて、情報の提出期限を延長する旨を照会状に示すことができる。

緊急性の高い急を要する事例においては、犯罪的方法によって得られた収益の合法化（ロンダリング）およびテロ資金供与との関係の兆候を示すオペレーションを発見するために、電子照会状において示される照会対象の情報の提出期限に「至急」のマークを付することにより、本規則第1項に掲げる者が、当該の電子照会状を受領した時点から12時間以内に照会された情報を提出しなければならない旨を示すことができる。

連邦金融監督局が送付する至急照会状の対象となる顧客は、照会状送付日に先立つ3年間に3名を超えないものとする。

18. 本規則第12項に掲げる情報の連邦金融監督局に対する提出は、パーソナルアカウントを用いた電子的形式によって、または送付状付きの光学またはデジタル媒体によって、これを行う。

当該情報の提出は、本規則第7項第3段落に掲げるインフラストラクチャーを用いた電子的形式によって行うこともできる。

照会状に応じて電子的形式で提出される情報への署名は、高度適格電子署名によって行う。連邦法「電子署名について」にその旨の定めがある場合には、当該の情報とともに、本規則第1項に掲げる者が発行した機械可読な電子的形式による委任状を連邦金融監督局に提出するものとする。

光学またはデジタル媒体によって情報を提出する場合、送付状には本規則第10項第2段落に掲げる者が署名する。

19. 本規則第1項に掲げる者のうちのいずれかの者による連邦金融監督局の照会状の受領、またはその受取りの拒否、ならびにパーソナルアカウントを用いて送付された本規則第12項が定める情報の連邦金融監督局による受領、またはその受取りの拒否は、技術的電子文書である受領証によって確認される。当該の受領証の書式および構成ならびに作成および送付の手順は、連邦金融監督局が、本規則第20項に定める情報の提出における特異事項の中でこれを定める。

20. 本規則第2項～第6項および第12項が定める情報の提出にあたっての電子的通知の作成における特異事項は、その書式および構成に対する要求事項を含めて、連邦金融監督局がこれを定める。

上記特異事項にしたがって定められた電子的通知の構成の記述は、情報通信網「インターネット」上の連邦金融監督局のオフィシャルサイトに掲載される。

21. 本規則第1項に掲げる者は、連邦金融監督局の照会に応じて情報を引き渡したという事実を顧客またはその他の者に開示することはできない。

22. 本規則第1項に掲げる者が連邦金融監督局に情報を引き渡す際には、ロシア連邦の法にしたがって当該情報が保護されることが保障されなければならない。

23. 本規則第1項に掲げる者が本規則が定める情報の提出手順に違反した場合、その者はロシア連邦の法にしたがって責任を負う。

24. 連邦金融監督局の職員は、自らが知るにいたった情報であって、本規則にもとづいて受け取られ、職務上、銀行業務上、税務上および商業上の秘密、通信の秘密、弁護士業務上の秘密、公証業務上の秘密、ならびに監査業務上の秘密にあたるものが守られることを保障し、かつこれらの情報の漏洩に対してロシア連邦の法が定める責任を負う。